

大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（令和3年1月修正）	今回修正
<p>目次</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 （略）</p> <p>第1 1 節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 （略）</p> <p>第2 屋内退避・避難等の勧告・指示 （略）</p> <p>第5 警戒区域の設定、避難等の勧告・指示の実効を上げるための措置 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（略）</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第1 大阪府の原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、大阪府の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が作成する防災業務計画等と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>府等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>（略）</p> <p>第3節 府の災害事前対策</p> <p>（略）</p> <p>第4 府の組織体制の整備</p> <p>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 （略）</p> <p>第1 1 節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 （略）</p> <p>第2 屋内退避・避難指示等 （略）</p> <p>第5 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（略）</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第1 大阪府の原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、大阪府の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が作成する防災業務計画等と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>府等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p><u>なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>（略）</p> <p>第3節 府の災害事前対策</p> <p>（略）</p> <p>第4 府の組織体制の整備</p> <p>（略）</p>

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（令和3年1月修正）	今回修正
<p>2 大阪府防災・危機管理指令部</p> <p>府は、原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、その他危機管理監が必要と認めたときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長 指令部員 防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、 企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、医療対策課長</p> <p>なお、必要に応じ指令部員を追加する。</p> <p>3 大阪府防災・危機管理警戒本部</p> <p>大阪府防災・危機管理警戒本部は、原子力事業者から、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の通報を受信したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、 都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長</p> <p>なお、必要に応じ、構成員を増減する。</p> <p>《大阪府原子力事故現地連絡班》 大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>班長 危機管理室長 班員 危機管理監が指名する者</p> <p>4 大阪府災害対策本部</p> <p>大阪府災害対策本部は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、 都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>《大阪府原子力災害現地連絡部》大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>部長 危機管理室長</p>	<p>2 大阪府防災・危機管理指令部</p> <p>府は、原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、その他危機管理監が必要と認めたときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長 指令部員 企画室政策課参事、<u>広域調整室</u>事業推進課長、<u>防災企画課長</u>、<u>災害対策課長</u>、<u>消防保安課長</u>、 医療対策課長</p> <p>なお、必要に応じ指令部員を追加する。</p> <p>3 大阪府災害警戒本部</p> <p>大阪府災害警戒本部は、原子力事業者から、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の通報を受信したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、<u>万博推進局長</u>、総務部長、財務部長、 <u>スマートシティ戦略部長</u>、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、 環境農林水産部長、都市整備部長、<u>大阪都市計画局長</u>、<u>大阪港湾局長</u>、<u>建築部長</u>、会計管理者、教育長</p> <p>なお、必要に応じ、構成員を増減する。</p> <p>《大阪府原子力事故現地連絡班》 大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>班長 危機管理室長 班員 危機管理監が指名する者</p> <p>4 大阪府災害対策本部</p> <p>大阪府災害対策本部は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、<u>万博推進局長</u>、総務部長、財務部長、<u>スマートシティ戦略部長</u>、 府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、 <u>大阪都市計画局長</u>、<u>大阪港湾局長</u>、<u>建築部長</u>、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>《大阪府原子力災害現地連絡部》大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>部長 危機管理室長</p>

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（令和3年1月修正）	今回修正
<p>部員 危機管理監が指名する者、報道監が指名する者、健康医療部長が指名する者</p> <p>(略)</p> <h2>第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発</h2> <h3>第1 住民等に対する知識の普及と啓発</h3> <p>府は、国、関係市町及び原子力事業者等と協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性物質及び放射線の特性に関すること 原子力施設の概要に関すること 原子力災害とその特性に関すること 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること 緊急時に府や関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること 屋内退避、避難及び一時移転に関すること なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関すること 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。 また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。 <p>(略)</p> <h2>第3章 緊急事態応急対策</h2> <p>(略)</p> <h3>第7節 防災業務関係者の安全確保</h3> <p>(略)</p> <h3>第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標</h3> <p>防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。</p> <p>なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標：実効線量で50mSvを上限とする。 ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。 また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 	<p>部員 危機管理監が指名する者、報道監が指名する者、健康医療部長が指名する者</p> <p>(略)</p> <h2>第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発</h2> <h3>第1 住民等に対する知識の普及と啓発</h3> <p>府は、国、関係市町及び原子力事業者等と協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性物質及び放射線の特性に関すること 原子力施設の概要に関すること 原子力災害とその特性に関すること 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること 緊急時に府や関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること 屋内退避、避難及び一時移転に関すること なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関すること 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。 また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。 <p>(略)</p> <h2>第3章 緊急事態応急対策</h2> <p>(略)</p> <h3>第7節 防災業務関係者の安全確保</h3> <p>(略)</p> <h3>第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標</h3> <p>防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。</p> <p>なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標：実効線量で50mSvを上限とする。 ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。 また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（令和3年1月修正）	今回修正
<p>目の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。 皮膚：等価線量で1Svを上限とする。</p> <p>(略)</p> <h2>第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動</h2> <p>放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <h3>第2 屋内退避・避難等の勧告・指示</h3> <p>放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のため立退きの勧告・指示を行う。</p> <h4>1 勧告・指示者</h4> <p>(1) 関係市町長は、全面緊急事態が発生した場合における内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のための立退きの勧告・指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行う。その際、関係市町においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。（原災法第15条及び第28条、災害対策基本法第60条）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 知事は、関係市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を関係市町長に代わって行う。（原災法第28条、災害対策基本法第60条）</p> <p>(略)</p> <h4>2 勧告・指示の住民への周知</h4> <p>関係市町長等は、勧告又は指示にあたっては、屋内退避又は避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。</p> <p>(略)</p> <h3>第5 警戒区域の設定、避難等の勧告・指示の実効を上げるための措置</h3>	<p><u>眼</u>の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。 皮膚：等価線量で1Svを上限とする。</p> <p>(略)</p> <h2>第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動</h2> <p>放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <h3>第2 屋内退避・避難の指示<u>等</u></h3> <p>放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のため立退きの指示<u>等</u>を行う。</p> <h4>1 指示者</h4> <p>(1) 関係市町長は、全面緊急事態が発生した場合における内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行う。その際、関係市町においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。（原災法第15条及び第28条、災害対策基本法第60条）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 知事は、関係市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示<u>等</u>に関する措置の全部又は一部を関係市町長に代わって行う。（原災法第28条、災害対策基本法第60条）</p> <p>(略)</p> <h4>2 指示<u>等</u>の住民への周知</h4> <p>関係市町長等は、指示<u>等</u>にあたっては、屋内退避又は避難の指示<u>等</u>が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。</p> <p>(略)</p> <h3>第5 警戒区域の設定、避難の指示<u>等</u>の実効を上げるための措置</h3>

府は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難等を~~勧告又は~~指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難等の~~勧告又は~~指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

府は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難を指示~~等~~した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難の指示~~等~~の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第5章 広域避難の受入れ

(略)

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

(略)

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

（関西圏における避難対象地域とその人口）

人口は100人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	31,100人	兵庫県
	高浜町	11,000人	
	おおい町	8,700人	
	若狭町	16,100人	
	計	66,900人	
滋賀県 (2市)	長浜市	27,600人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	30,000人	
	計	57,600人	
京都府 (7市町)	福知山市	600人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	89,000人	
	綾部市	9,300人	
	宮津市	20,300人	
	南丹市	4,200人	
	京丹波町	3,500人	
	伊根町	1,600人	
計	128,500人		
3府県(13市町)計		253,000人	

第5章 広域避難の受入れ

(略)

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

(略)

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

（関西圏における避難対象地域とその人口）

令和3年4月1日時点

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548人	兵庫県・奈良県
	小浜市	28,814人	
	高浜町	10,132人	
	おおい町	8,143人	
	若狭町	14,338人	
計	125,975人		
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354人	
	計	51,790人	
京都府 (7市町)	福知山市	426人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743人	
	綾部市	7,717人	
	宮津市	17,185人	
	南丹市	3,351人	
	京丹波町	2,740人	
	伊根町	1,370人	
計	112,532人		
3府県(14市町)計		290,297人	